

京 都 市 建 築 審 査 会

令 和 6 年 度 第 3 回 会 議 議 事 録

1 日 時

令和6年6月21日（金曜日） 午後1時30分から午後3時10分まで

2 場 所

京都市役所分庁舎4階 第6会議室

3 出席者

【委員】

高田会長、湯川会長代理、奥委員、新関委員、志澤委員、牧委員、岡委員

【事務局】

上原建築指導部長、藤村建築指導課長、門川建築相談・道路担当課長、
佐藤建築審査課長、中島建築安全推進課長、鶴田調査係長、青木建築相談第二係長、
能谷確認指導係長、他3名

【処分庁】

奥山企画基準係長、小西道路第一係長、大河内道路第二係長、他1名

【参考人】

消防局予防部指導課係員

【傍聴人】

1名

4 議題

(1) 事務局からの報告事項

- ア 同意済案件に関する報告状況
- イ 前回会議の議事録の確認
- ウ その他報告事項

(2) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：下京区1件、右京区1件）

(3) 事前相談

- ア 建築基準法第48条第1項ただし書の規定に基づく許可（農作業場：北区1件）
- イ 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：左京区1件）

(4) 令和5年度第2号審査請求事件に関する審議

5 公開・非公開の別

議題のうち(1)から(3)アまでを公開、(3)イ及び(4)を非公開

6 結果

(1) 事務局からの報告事項について

ア 同意済案件に関する報告を受けた。

イ 前回会議の議事録を確認した。

ウ その他報告事項

次回会議は令和6年7月19日（金）「京都市役所分庁舎4階第5・6会議室」で開催することとなった。

(2) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：下京区1件、右京区1件）

ア 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：下京区1件、右京区1件）について、処分庁から資料提示及び説明を受けた。

イ 報告の結果：了承

ウ 質問等：なし

(3) 事前相談について

ア 建築基準法第48条第1項ただし書の規定に基づく許可（農作業場：北区1件）

(ア) 相談の概要

建築基準法第48条第1項ただし書の規定に基づく許可（農作業場：北区1件）について、処分庁から資料提示及び説明を受け、質疑を行った。

(イ) 質問等

委員：すぐき漬けは京都の伝統的な漬物で、現地で120年にわたって作られており、増産はなく、衛生面や周囲の環境に配慮することにより、より良くなる方向で設計され、近隣から大きな苦情もないとのことと問題ないと考える。また、逆にこれまで続けてきた作業場が許可できないということで、店を辞めたり、他都市や都市計画区域外にわざわざ土地を求めたりされる結果になるのは残念だと思う。このため、公聴会でしっかり意見を聴いて報告をしていただきたい。食品衛生法が改正されることによって、普通にお住いのところで作業場を持って漬物を作っていた方が廃業された、また、手作りの漬物を道の駅で売っていたものを売ることができなくなったという報道があり、実態的に状況はどうか。

処分庁：本市の食品衛生法の許可の担当部署に確認したところ、今回の漬物に関しては、レバー式の水栓を設けること、換気扇もしくは窓を開けて換気ができること、床の水洗いができるよう、床に排水性の高い塗装を行うこと、壁で囲うことがベストだがそうでない場合でも外気に触れているところであればビニールカーテンを設けるが、許可に向けて必要な要件だということで、事業者としては対応可能だと聞いている。許可更新の手続きについては一定、順調に行われていると聞いている。

処分庁：補足であるが、すぐき漬けについては、しっかりと継続されていると聞いているが、その他、色々な情報があり、おじいちゃんおばあちゃんが作った漬物を道の駅で売ることができなくなり、廃業したという話がある。そういうものは、生活しているキッチンで漬物を作ることが食品衛生上は問題で、家庭の台所と製造する場所を分けないといけないというのが一番大きな問題である。一定規模で作業されているところであれば、（食品衛生法を満足させるだけの）条件がそろっていて、少しの投資で対応できるということで、今回の

ようなすぐき漬けについては、みなさん継続されていると聞いている。

会 長：前回、質問いただいた方についても今回の説明で納得いただいたかと思う。本諮問の前に公聴会が行われ、次回、この結果を踏まえて説明いただきたい。

イ 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：左京区1件）

相談の概要

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：左京区1件）について、処分庁から資料提示及び説明を受け、質疑を行った。

(4) 令和5年度第2号審査請求事件に関する審議

ア 審議の概要

令和5年度第2号審査請求事件について、審査請求人から提出された審査請求書、反論書、反論補充書等、処分庁から提出された弁明書及び弁明書（2）の内容について審議を行った。

※ 本件の議事については、処分庁（建築指導部長、建築指導課長を含む。）が退席のもとに実施した。

イ 審議の結果：意見を付し、請求を一部棄却し、一部却下する裁決をした。

京都市建築審査会
会長 高田 光雄